

**平成30年度経営委員への業務監査（ヒアリング）に係る結果報告**

監査委員会

2019年3月4日

第 1 経営委員会の運営方法等

1. 重要事項の議論の時間を十分に確保するための運営上の工夫を試行
  - （例）経営委員による事前の資料読み込みを前提に、重要度に応じて説明時間の長短の調整や報告資料のみ（報告なし）といった工夫を試行
2. 経営委員会メンバーによる会合（20～30分程度）を経営委員会後に開催し意見交換を行う
  - 議事運営、重要事項等に関する率直な意見交換が、経営委員会の議論の品質向上につながる可能性が大きい
3. 経営委員による議題の提案
  - 経営委員が経営委員会の議題を提案する場合には、あらかじめ経営委員会事務局と常勤監査委員に連絡の上、委員長・執行部の事前会議で検討する
  - 議題のオーナーシップは、提案した経営委員が持ち、経営委員会事務局と常勤監査委員が情報収集等の活動支援を行う
4. 執行部の出席は両理事、審議役、説明者のみ（経営委員会事務局を除く）とする
  - 業務効率の観点、取締役会の一般的な運営方法との乖離の是正
5. 議事要旨に発言者の名前を記すことの可否の検討

第 2 経営委員会で議論すべきテーマ等

1. ESGに対するコミットメントの仕方
2. 中期目標策定プロセスへのGPIFの関わり方、長期的に見たGPIFの課題、中期計画や年度計画の策定手順及び内容の在り方
3. タクティカル資産配分の意思決定の判断及び評価に関する執行部からの定期報告

以上